

**「水質基準に関する省令」、「水道施設の技術的基準を定める省令」
及び「給水装置の構造及び材質の基準に関する省令」の
一部改正案に関する意見の募集について**

上記案件について、9月6日付で、意見の募集が行われた。以下はその要旨である。

水道法では、水道水の水質基準に関して必要な事項は、「**水質基準に関する省令**」（平成15年厚生労働省令第101号）で、水道水に関する検査事項と当該事項各々に係る基準を規定している。

今般、内閣府食品安全委員会における最新の食品健康影響評価に基づき、「**水質基準に関する省令**」の一部の改正と、これに伴い、「**水道施設の技術的基準を定める省令**」（平成12年厚生省令第15号）及び「**給水装置の構造及び材質の基準に関する省令**」（平成9年厚生省令第14号）の一部を改正することを予定し、省令の改正について、別添1～3のとおり案を作成したので意見の募集を行うものである。

◆資料入手方法

厚生労働省 HP (<http://www.mhlw.go.jp/>) の「パブリックコメント」欄及び電子政府の総合窓口[e-gov] (<http://www.e-gov.go.jp/>) の「パブリックコメント」欄に掲載。

(別添1) 水質基準に関する省令の改正案について (概要)

1 改正の趣旨

- 水道法(昭和32年法律第177号)第4条第2項の水質基準の必要な事項は厚生労働省令で定めるが、水質基準に関する省令(平成15年厚生労働省令第101号。以下「水質基準省令」という。)の基準は、その時々科学的知見の集積に基づき、これまでも逐次改正を行う。
- 食品安全基本法(平成15年法律第48号)第24条第1項第7号で、水質基準省令の制定又は改廃は、食品安全委員会の意見を聴かなければならないこととされている。
- 今般、厚生科学審議会生活環境水道部会(平成22年2月開催)で示された方向性に基づき、水質基準に関して食品安全委員会に意見を求め、その結果、食品安全委員会から回答のあった内容等を踏まえて、水質基準省令の内容の見直しを行う。

2 改正案

水質基準省令の表中「トリクロロエチレン」に係る水質基準について、現行の0.03mg/L以下から0.01mg/L以下に変更する。

3 根拠法令条項：水道法第4条第2項

4 施行予定日：平成23年4月1日

(別添2) 水道施設の技術的基準を定める省令の改正案について (概要)

1 改正の趣旨

- 水道法(昭和32年法律第177号)第5条第4項では、水道施設の技術的基準に関して必要な事項は厚生労働省令で定めるとし、水道施設の技術的基準を定める省令(平成12年厚生省令第15号)で、水道施設に必要な要件を規定している。
- 同令においては、水道施設において浄水又は浄水処理過程における水に注入される薬品等により水に付加される物質の基準(以下「薬品基準」という。)(第1条第16号の規定に基づき別

◎厚生労働省基準値関連

表第一)、水道施設において浄水又は浄水処理過程における水に接する資機材等の材質の基準(以下「資機材材質基準」という。)(同条第17号ハの規定に基づき別表第二)をそれぞれ規定している。

- これらの基準は、水質基準の確保を担保するため、水質基準に関する省令と整合を図りつつ定められている。
- 今般、水質基準省令の一部改正に伴い、薬品基準及び資機材材質基準の改正を行う。

2 改正案

- 薬品基準を以下のとおり改正する。
 - ・「トリクロロエチレン」に係る基準について、現行の0.003mg/L以下から0.001mg/L以下に変更する。
- 資機材材質基準を以下のとおり改正する。
 - ・「トリクロロエチレン」に係る基準について、現行の0.003mg/L以下から0.001mg/L以下に変更する。
- ただし、施行日時点で現に設置されている資機材等については、当該水道施設の大規模の改造時まで、改正後の規定の適用を猶予することとする。

3 根拠法令条項：水道法第5条第4項

4 施行予定日：平成23年4月1日

(別添3) 給水装置の構造及び材質の基準に関する省令の改正案について(概要)

1 改正の趣旨

- 水道法第16条では、水道によって水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質については、政令で定めるとし、水道法施行令(昭和32年政令第336号)第5条第1項に給水装置の構造及び材質の基準について規定し、同条第2項では、同条第1項各号に規定する基準を適用する際に必要な技術的細目は、厚生労働省令で定める旨規定している。これを受けて、給水装置の構造及び材質の基準に関する省令(平成9年厚生省令第14号)に、給水装置の構造及び材質の基準を定めている。
- 同令第2条第1項では、給水装置の浸出等に関する基準(以下「給水装置浸出性能基準」という。)を規定し、この基準は、水質基準の確保を担保するため、水質基準に関する省令(平成15年厚生労働省令第101号。以下「水質基準省令」という。)と整合を図りつつ定められている。
- 今般、水質基準省令の一部改正に伴い、給水装置浸出性能基準の改正を行う。

2 改正案

給水装置浸出性能基準を以下のとおり改正する。

- 「トリクロロエチレン」の項
 - ・「水栓その他給水装置の末端に設置されている給水用具の浸出液に係る基準」について、現行の0.003mg/L以下から0.001mg/L以下に変更する。
 - ・「給水装置の末端以外に設置されている給水用具の浸出液、又は給水管の浸出液に係る基準」について、現行の0.03mg/L以下から0.01mg/L以下に変更する。
- ただし、施行日時点で現に設置され、若しくは設置の工事が行われている給水装置又は現に建築の工事が行われている建築物に設置されるものについては、その給水装置の大規模の改造時まで、改正後の規定の適用を猶予することとする。

3 根拠法令条項：水道法第16条及び水道法施行令第5条第2項

4 施行予定日：平成23年4月1日